

氏名	付月
学位の種類	博士（法学）
学位記番号	博乙第2783号
学位授与年月日	平成28年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	日本で生まれた子どもの国籍と無国籍認定

主査	筑波大学 教授	博士（法学）	本澤 巳代子
副査	筑波大学准教授	法学博士	辻 雄一郎
副査	筑波大学准教授	博士（経済学）	ウラノ・エジソン・ヨシアキ
副査	神奈川大学教授	博士（法学）	阿部 浩己

論文の要旨

本論文の目的は、国民国家によって作られた国籍制度およびその反射的效果ともいえる無国籍問題について、人権が尊重される現代社会において、個人の視点、特に子どもの立場から国籍・無国籍問題を問い直すことにある。とりわけ、本論文は、日本で生まれた子どもの国籍（日本国籍、外国国籍、無国籍）について、無国籍の発生防止ないし解消のために、そして子どもの国籍を取得する権利（子どもの権利条約第7条）を保障するために、日本国籍の生来取得の問題を中心に論じている。

本論文の構成は、以下のとおりである。

序章

第1章 子ども（個人）にとっての国籍と無国籍

第2章 国籍法の歴史的変遷—無国籍の発生防止を中心に—

第3章 日本で生まれた子どもの国籍

第4章 補充的生地主義による無国籍の発生防止

第5章 無国籍の発生防止のための無国籍認定

終章

序章では、国際化・多様化した家族関係の中で、日本で生まれた子どもの国籍に関して複雑な問題が生じていることを指摘するとともに、日本国籍の意義と判断基準を中心に論じてきた先行研究を批判的に概観し、本論文の課題の意義について論じている。

第1章では、国籍は国家にとって国民を外国人と区別するものとして重要であるが、個人にとっても、国籍は「権利をもつための権利」と表されるように、国籍を媒介にさまざまな権利を享受するために重要であること、しかし国籍の付与は原則として各国の国内管轄事項とされ、国際法上統一的なルールがないため国籍付与原則に違いが生じ、結果的に重国籍や無国籍が発生すること、特に無国籍による不利益を防ぐために、子どもの国籍取得権が国際人権諸条約で定められていることを確認している。

第2章では、明治時代から現在に至るまで、日本の国籍法は一貫して血統主義を貫いていること、1899（明治32）年の旧国籍法および1950（昭和25）年の国籍法制定当時は父系血統主義を原則としつつ、補充的母系血統主義および補充的生地主義によって無国籍の発生を防止しようとしたこと、1984（昭和59）年の法改正で父母両系血統主義を採用したため、補充的生地主義が無国籍の発生防止の役割を担っていることを確認している。

第3章では、日本で生まれた子どもの国籍取得に関連する諸事項の多様な組み合わせによって、当該子が血統主義または補充的生地主義に基づいて日本国籍を取得する場合、血統主義に基づいて外国国籍を取得する場合、親の国籍を受け継ぐことができずに無国籍となる場合に分けて、各類型について整理するとともに、日本で生まれた子どもが無国籍となるパターンが複数存在することを確認した上で、これらを鳥瞰図的な形で示すことを試みている。

第4章では、国籍法第2条第3号が、「日本で生まれた場合」、かつ、「父母がともに知れないとき」は、当該子に日本国籍を付与すると規定していること、「日本で生まれた場合」について、判例は「直接の証拠」がなくても、「状況証拠」によって日本で生まれたものと認定していること、「父母がともに知れないとき」については、学説および実務では「棄児」を中心に議論されてきたことを確認している。もっとも、判例では、国籍法第2条第3号前段にいう「父母がともに知れないとき」とは、「棄児」に限定されないと解しており、さらには、アンデレちゃん事件最高裁判決は、「父及び母のいずれもが特定されないと解していることを明らかにしている。

第5章では、第4章で検討した国籍法第2条第3号の「日本で生まれた場合」を前提に、同号前段の「父母がともに知れないとき」に関する学説・判例を参考としつつ、同号後段の「父母がともに……国籍を有しないとき」に関する学説を概観するとともに、日本で生まれた子どもが「出生の時から国籍を有しない者」であることを要件に国籍法第8条第4号が簡易帰化を認めていることからして、「国籍を有しない」ことについて統一的な判断基準が必要であることを指摘している。そして、これらの規定に関する裁判例がないことから、行政実務における判断を確認した上で、外国人登録証明書ないし在留カードに「無国籍」ないし「特定国の国籍」と記載されている者から日本で生まれた子の出生届がなされた場合、その「無国籍」ないし「特定国の国籍」の記載が必ずしも正確ではないとの懸念があることを指摘している。

終章では、第1章から第5章までの成果をまとめ、さらに今後の課題として、無国籍の発生防止と解消のために、日本国籍の生来取得および生後取得を可能とするための無国籍認定の重要性と法制度整備の必要性を指摘している。

本論文は、日本で生まれた子どもの国籍確認が十分でないために、日本国籍法が原則とする血統主義のもと、父母の国籍を承継しているとされている子どもの中に、無国籍の者が含まれている可能性があるだけでなく、日本国籍を生来取得できるはずの子どもも含まれているとの問題意識に端を発したものである。このような「無国籍（の子ども）」の視点に立って、日本の国籍法の意義・問題点を包括的に分析しようとする法学的研究は皆無に等しく、その意味でも、本論文は独創的かつ有意義なものである。

本論文は、国際法・国際人権法・国際私法・国際家族法といった国際関係の法学的知識にとどまらず、国籍法・戸籍法・民法・入管法などの国内法に関する法学的知識、さらには移民政策・難民・無国籍者に関する幅広い知識を駆使して、日本で生まれた子どもの日本国籍・外国国籍・無国籍に関する法制度について、国籍法を中心に体系的かつ包括的に分析・考察した研究である。このような研究が可能となったのは、著者が、ユトレヒト大学・カレル大学の留学において国際人権法を学ぶとともに、ドイツのマックスプランク国際社会法研究所に客員研究員として滞在した経験などをベースに、さらに国連難民高等弁務官（UNHCR）駐日事務所法務部でのインターン経験、NPO 法人・無国籍ネットワークの運営委員としての活動実績なども加わり、社会の中で生起する無国籍問題を、より具体的に分析する能力を身に付けてきた成果があつてこそといえる。それゆえに、子どもの国籍取得権の保障の観点から、日本の国籍法の意義と無国籍問題を総合的に検討した上で（第 1 章）、無国籍の発生防止の観点から、日本の国籍法の歴史的展開を概観し（第 2 章）、日本で生まれた子どもの日本国籍・外国国籍・無国籍の発生パターンを鳥瞰図的に図示することもできたといえる（第 3 章）。

もっとも、本論文が法学の学位論文であるということもあつて、第 1 章から第 3 章までの検討対象の大きさに比べると、無国籍の発生防止と解消に関する国籍法第 2 条第 3 号（日本国籍の生来取得）および第 8 条第 4 号（簡易帰化による日本国籍の生後取得）の解釈・適用について分析・検討した第 4 章および第 5 章は、その対象が限定的すぎるといえないでもない。しかし、「無国籍の子ども」の視点に立って、無国籍の発生防止と解消に関する国籍法第 2 条第 3 号および第 8 条第 4 号の解釈・適用に関して、包括的に分析・検討した法学的な研究成果は貴重なものといえる。この研究成果をベースに、さらに日本における無国籍者問題に関する研究を深化させるとともに、国際的議論を踏まえた上で、諸外国が、無国籍の発生防止と解消のために具体的にどのような法政策を展開しているかについて、調査・分析することが必要であろう。

以上のような問題点は、本論文の画期的な意義を減ずるものではなく、むしろ今後の更なる研究の発展が期待されるところである。

平成 28 年 2 月 15 日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。なお、学力の確認は、著者が「人文社会科学研究科論文審査等実施細則」第 10 条（2）に該当することから免除し、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

よって著者は、博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。